国立大学法人電気通信大学旅費規程

平成16年 4月 1日 改正 平成18年 4月 1日 平成23年 3月29日 平成26年12月24日 平成27年 3月26日 平成28年 3月23日 平成29年 6月28日 平成30年 3月30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の業務等のために旅行する本学の役員及び職員(以下「職員等」という。)並びに職員等以外の者に対して支給する旅費に関する基本的な事項を定め、もって、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学が職員等及び職員等以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「指定職の職務」とは、国立大学法人電気通信大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条に規定する指定職本給表の適用を受ける職員の職務をいう。
 - (2) 「内国旅行」とは、本邦(北海道、本州、四国、九州及び別に定めるその附属の島の存する領域をいう。) における旅行をいう。
 - (3) 「外国旅行」とは、本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (4) 「出張」とは、職員等が本学の業務のため一時その常時勤務する勤務地(以下 「勤務地」という。)を離れて旅行し、又は職員等以外の者が本学の業務のため一時 その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
 - (5) 「赴任」とは、新たに採用された職員等(非常勤職員を除く。)がその採用に伴う 移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は異動を命ぜられた職員等がそ の異動に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
 - (6) 「帰住」とは、職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等若しくは その扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
 - (7) 「扶養親族」とは、内国旅行にあっては職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

及びその他の親族で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいい、 外国旅行にあっては職員等の配偶者及び子で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。

- (8) 「遺族」とは、職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において、「何級の職務」という場合には、給与規程第5条第2項第1号に 規定する一般職本給表(一)による当該級の職務及び第5条第2項第5号に規定する指 定職本給表による指定職の職務をいい、一般職本給表(一)及び指定職本給表の適用を 受けない職員の職務については別表1に定める各本給表による職務の級等に対応する一 般職本給表(一)の級とし、職員等以外の者の職務については別に定める。ただし、別 表第2から別表第5までにおいて一般職本給表(一)以外の本給表の区分がある場合は、 各表の規定によるものとし、また、国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程 又は国立大学法人電気通信大学特定任期付職員の本給に関する規程が適用される者(以 下「年俸制適用職員」という。)については、当該年俸制適用職員が給与規程の適用を 受けると仮定した場合に当該年俸制適用職員に適用されることとなる本給表及び職務の 級に応じて、取り扱うものとする。
- 3 この規程において、「何々地」とは、本邦にあっては市町村の存する地域(東京都の 特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれ に準ずる地域をいう。

(旅費の支給)

- 第4条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。
- 2 職員等、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - (1)職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇 (解任を含む。)又は休職 (以下「退職等」という。)となった場合 (当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員等
 - (2) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
 - (3) 職員等が死亡し、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該遺族
 - (4) 職員等が外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は 出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行 を必要としない場合を除く。)には、当該職員等
 - (5) 職員等が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
 - (6) 外国在勤の職員等が死亡し、当該職員等の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。) がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該 遺族
 - (7) 外国在勤の職員等の配偶者が、当該職員等の勤務地において死亡し、又は第36条 第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該 職員等

- 3 職員等が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、国立大学法人電気通信大学就業規則第20条第1項第2号、同第3号、第37条第1項第5号及び同第6号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により解雇等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員等以外の者が、本学の依頼に応じ、本学の業務の遂行を補助するために旅行する 場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、職員等以外の者が旅行する場合において本学の経費を支弁する必要がある場合には、その者に対して旅費を支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができるときは、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に第5条第3項の規定により、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を取り消され又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行期間中の交通機関の事故又は天災その他本人の責に帰すべきでない事情により、概算払(当該旅行前における概算金額による旅費の支払いをいう。以下同じ。)を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第5項の取扱いについては、別に定める。
- 9 外国に居住する研究者等の招へいに係る旅費の支給の取扱いについては、別に定める。 (旅行命令等)
- 第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により学長又は別に定めるその 委任を受けた者(以下「旅行命令者」という。)の発する旅行命令等によって行わなけ ればならない。
 - (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令者は、業務の円滑な遂行を図るため必要がある場合で、かつ、予算上旅費の 支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認められる場合には、自ら又は第6条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載をし、これを提示するいとまがない場合にはこの限りでない。
- 5 前項のただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、速やかに旅行 命令簿等に当該旅行に関する事項の記載をし、これを当該旅行者に提示しなければなら

ない。

- 6 旅行命令簿等の様式その他の必要な事項は、別に定める。 (旅行命令等に従わない旅行)
- 第6条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他止むを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、 旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令者に旅行命令等の変更の申請を しなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、 当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給をうけることができる。

(旅費の種類)

- 第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、 着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当及び日額旅費とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ実費額により支 給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への出張及び外国相互間の出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第4条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 15 日額旅費は、内国旅費のうち細則で別に定める東京都(島しょ部を除く。)への旅行について支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他止むを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計

算する。

- 第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために 現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により 要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては 200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもっ て通算した日数を超えることができない。
- 2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを 1日とする。
- 3 第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書き及び前項の規定により計算した日数による。
- 第10条 旅行者が同一地域(第3条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除くものとする。 第11条 勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から 直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は 出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張 地から目的地に至る旅費を支給する。
- 第12条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。
- 第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における事業年度の経過、職員等の職務又は職務の級が変更されたことに伴う鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまで及びそれ以後に区分する。

(旅行の報告)

第14条 旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に別に定める報告書を旅行命令者に提出しなければならない。

(旅費の請求手続)

- 第15条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別に定める請求書に必要な資料を添えて、これを財務責任者に提出しなければならない。ただし、第4条第4項による旅行で、旅行者による請求が困難な場合などについては、旅費の請求手続に関する権限を当該業務に関係する職員等に委任することができる。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者又は前項ただし書きで旅費の請求手続きの委

任を受けた者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について前項の規 定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 財務責任者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内 に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 財務責任者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、財務責任者がその後においてその者に対して支払う給与又は旅費の額から概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 前項に規定する給与の種類は、別に定める。

第2章 内国旅行

(鉄道賃)

- 第16条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。
 - (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか急行料金
 - (3) 役員又は指定職の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する路線による 旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか特別 車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上の場合に限り支給する。
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する 路線による旅行で、片道50キロメートル以上のものに該当する場合に支給する。 (船賃)
- 第17条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
 - (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 イ 役員又は指定職の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ハ 1級の職務にある者については、下級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 イ 役員又は指定職の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 指定職以外の職務にある者については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃の

ほか現に支払った寝台料金

- (5) 役員又は指定職の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別な船室料金を 徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号 に規定する寝台料金のほか特別な船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上 に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃 による。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第19条 車賃の額は、実費額とする。

(日当)

第20条 日当の額は、別表2の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル 未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情 により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相 当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。 (存泊料)

第21条 宿泊料の額は、別表2の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、別表2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空 賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

- 第23条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。
 - (1) 赴任の際、扶養親族が移転する場合には、旧勤務地(新たに採用された職員等については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。以下同じ。)から新勤務地までの路程に応じた別表3の定額による額
 - (2) 赴任の際、扶養親族が移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際、扶養親族が移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養 親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転 するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前 号に規定する額に相当する額の合計額)

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族が移転した際における移転料の定額が、職員等が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族が移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1 項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、別表3の定額による。

(扶養親族移転料)

- 第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。
 - (1) 赴任の際、扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、 航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当 する額
 - ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額
 - ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員等相当の日当、宿泊料、食 卓料及び着後手当の3分の1に相当する額

ただし、6歳未満の者を3人以上随伴する場合は、2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第23条第1項第1号又は第3号の規定に 該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定 に準じて計算した額

ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後、扶養 親族が移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定に より支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

- (3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族と みなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

- 第25条の2 職員等及び本学に所属する学生(学外者を除く。)が島しょ部を除く東京都 全域への旅行その他これに準ずる旅行として別に定める旅行については、日額旅費を支 給し、第7条第1項に掲げる日額旅費以外の旅費(第3項において「その他の旅費」と いう。)は支給しない。
- 2 日額旅費の支給額等は、細則で別に定める。
- 3 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合等別に定める場合 にあっては、第1項の規定にかかわらず、その他の旅費を支給し、日額旅費は支給しな

V10

(同一地域内旅行の旅費)

- 第26条 同一地域内における旅行(前条に規定する場合を除く。)については、鉄道賃、 船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号 の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。
 - (1) 鉄道 100 キロメートル、水路 50 キロメートル又は陸路 25 キロメートル以上の旅行の場合には、第16 条、第17 条又は第19 条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない 事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行 について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部 分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (3) 赴任を命ぜられた職員等が、宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、移転料の定額のうち鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料

ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 第20条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

- 第27条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。
 - (1) 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
 - イ 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の 通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った 日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費
 - ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費
 - (2) 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧 勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第4条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員等の本邦への出張における出張地を旧勤務地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか、第41条第1項第3号ロ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

- 第28条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。
 - (1) 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職 務相当の旅費

- (2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務 地までの前職務相当の旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第4条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員等への本邦への出張における出張地を旧 勤務地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。
- 3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第3条第1項第8号に掲げる順 序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 4 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第25条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員等が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅費

(本邦通過の場合の旅費)

- 第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、 前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により 本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日 からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に 規定するところによる。
- 2 前項本文の場合において、第25条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合 にはその外国への出発地を新勤務地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外 国からの到着地を旧勤務地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

- 第30条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)のうち該当するものの合計額とする。
 - (1) 運賃の等級を3階級以上に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員又は指定職の職務又は7級以上の職務にある者については最上級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (4) 役員又は指定職の職務又は7級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座 席の設備を利用した場合には、その座席のために現に支払った運賃
 - (5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第31条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)のうち該当するものの合計額とする。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員又は指定職の職務にある者については、最上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 役員又は指定職の職務にある者又は7級以上の職務にある者が業務上の必要により あらかじめ旅行命令者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合に は、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金 (航空賃及び車賃)
- 第32条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。
 - (1) 運賃の等級を3階級以上に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する 運賃
 - イ 役員又は指定職の職務にある者について旅行命令者が特に必要と認めた場合 は、最上級の運賃
 - ロ 役員又は指定職の職務にある者又は7級以上の職務にある者及び長時間にわた る航空路による旅行として別に定める旅行(以下「特定航空旅行」という。)を する6級又は5級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - ハ 6級以下の職務にある者(ロに該当する者を除く。)については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃 イ 役員又は指定職の職務又は7級以上の職務にある者並びに特定航空旅行をする 6級又は5級の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者(イに該当する者を除く。)については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
 - (4) 役員又は指定職の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、その座席のために現に支払った運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

- 第33条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表4の定額による。
- 2 第30条5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表4の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表4の定額による。
- 4 第20条第2項、同条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。 (移転料)
- 第34条 赴任の際、扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表5の定額(以下この条において「定額」という。)

による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその10 0分の15に相当する額を加算した額
- (2) 外国在勤の職員等が赴任を命ぜられた場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)にその100分の10に相当する額を加算した額
- (3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路に水路又は陸路による輸送が含まれる場合は、 定額(前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この 号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当 する額の範囲、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の 範囲内において、それぞれ別に定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際、扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが、第36条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地(当該親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には別に定める扶養親族の居住地。)から当該親族を随伴して新勤務地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで新勤務地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。
- 4 第25条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第23条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第35条 着後手当の額は、新勤務地の存する地域の区分に応じた別表5の定額による。 (扶養親族移転料)

第36条 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 赴任の際、学長の許可を受け扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合
- (2) 外国に在勤中、学長の許可を受け、同一勤務地について1回限り扶養親族を新勤務 地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合
- (3) 本邦から外国に赴任後、学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合
- 2 前項の第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任 を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の 各号に規定する額の合計額とする。
 - (1) 配偶者については、移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額
 - (2) 12歳以上の子については、移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、及び着後手当の3分の2に相当する額

- (3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- 3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を 旧勤務地と、新居住地を新勤務地とみなして第25条第1項第1号の規定に準じて計算 した額による。
- 4 第25条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第37条 支度料の取扱いについては、別に定める。

(旅行雑費)

第38条 旅行雑費の種類及び取扱いについては別に定める。

(死亡手当)

- 第39条 死亡手当の額は、第4条第2項第5号の規定に該当する場合には別に定める定額により、同項第7号の規定に該当する場合にはその定額の2分の1に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合(死亡地が本邦である場合を除く。)には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。
- 2 職員等が第4条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合に おいて同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号 に規定する額による。
 - (1) 職員等が出張中に死亡した場合には、本学を旧勤務地とみなして第28条第1項第 1号の規定に準じて計算した旅費の額
 - (2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、本学を新勤務地とみなして第28条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額
- 3 外国在勤の職員等の配偶者が第4条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地 が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第1項の規定に かかわらず、次の各号に規定する額による。
 - (1) 配偶者が第36条第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員 等が死亡した者とみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当す る額
 - (2) 配偶者が第36条第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額
- 4 第28条第3項の規定は第4条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(同一地域内旅行の旅費)

第40条 第26条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定は外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

(退職者等の旅費)

- 第41条 第4条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。
 - (1) 外国在勤の職員等がその勤務地において退職等となった場合には、次に規定する旅

- イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧勤務地の存する地域の区分に応 じた前職務相当の日当及び宿泊料
- ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧勤務地を出発して本邦に帰住した場合 に限り、次に規定する旅費
 - (一) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧勤務地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

- (二) 赴任の例に準じて計算した旧勤務地から本学までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)
- (2) 職員等が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧勤務 地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張 地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- (3) 外国在勤の職員等が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧勤務地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
 - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第20条第1項及び第21条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料
 - ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して退職等に伴う旅行を した場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧勤務地までの前章の規 定による前職務相当の旅費
- (4) 外国在勤の職員等が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、 出張地から旧勤務地に帰った後、当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する 旅費
 - イ 外国の出張地から勤務地に帰る場合には、出張地を旧勤務地とみなして第1号 イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
 - ロ 本邦の出発地から旧勤務地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日 当及び宿泊料
 - ハ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧勤務地に帰った場合に限り、イ又は口に規定する旅費のほか、次に規定する旅費
 - (一) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の 区分に応じた第33条第1項又は第20条第1項及び第21条第1項の規定 による前職務相当の日当及び宿泊料

ただし、日当については15日分、宿泊料については15夜分を超えることができない。

- (二) 出張の例に準じて計算した出張地から旧勤務地までの前職務相当の旅費(支 度料を除く。)
- (三) 旧勤務地に到着した日の翌日から2月以内に退職等に伴う旅行をした場合 に限り、旧勤務地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号ロの規

定に準じて計算した旅費

- (5) 外国在勤の職員等が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財または 扶養親族を旧勤務地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費 のほか、旧勤務地から本学までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当 に相当する部分を除く。)
- 2 学長は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号ロ、第3号ロ又は第4号ハに規定する期間を延長することができる。
- 3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、職員等が外国旅行の 途中において退職等となった場合において第4条第2項第4号の規定により支給する旅 費は、前2項の規定に準ずる。

(遺族の旅費)

第42条 第4条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員等の旧勤務地から本学までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)並びに本学を居住地とみなして第28条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

(2事業年度にわたる場合の旅費)

- 第43条 外国旅行において当該旅行の期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から概算で支出することができる。
- 2 前項の規定により支出した旅費の精算によって生ずる返納金又は追給金は、その精算 を行った日の属する事業年度の収入又は支出とする。

第4章 雑則

(旅費の調整)

- 第44条 学長は、旅行者が当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この規程又は旅費に関する他の定めによる旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を、支給しないことができる。
- 2 学長は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の定めによる旅費で旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務担当 理事と協議して現に支払った額を上限として支給することができる。

(雑則)

第45条 この規程に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成27年1月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年7月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

一般職本給表	左覧の級に相当する職務の級等									
(一)による級	一般職本給表(二)	教育研究職本給表	看護職本給表							
10 級		5 級								
9 級		_								
8 級		4 級								
7 級		_	7 級							
6 級		3級	6 級							
5 級		_	5 級							
4 級	5 級	_	_							
3 級	4 級	2 級	4級							
2 級	3 級	1級	3 級							
1 級	2 級 1 級	_	2 級 1 級							

別表 2 内国旅行の旅費(日当、宿泊料、食卓料)

区	分	日 当	宿泊料	食卓料		
一般職	教育研究職	(1日につき)	(1夜につき)	(1夜につき)		
役員又は指定職の職	務にある者	3,000円	14,000円	3,000円		
7級以上の職務にある者	4級以上の職務 にある者	2,600円	12,400円	2,600円		
6級以下3級以上 の職務にある者	2級以上の職務にある者	2,200円	10,300円	2,200円		
2級以下の職務に ある者及び学生	1級の職務にある者	1,700円	8,200円	1,700円		

別表3 内国旅行の旅費(移転料、着後手当)

7	/\	移転料									
区	· 分	鉄道 50km	鉄道 50km	鉄道 100km	鉄道 300km	—	鉄道 1,000km	鉄道 1,500km	鉄道 2,000km	着後手当	
一般職	教 育 研究職	未満	以上 100km 未満	以上 300km 未満	以上 500km 未満	以上 1,000km 未満	以上 1,500km 未満	以上	以上	丁 曰	
役員又は指定職の職務 にある者		196 000	144 000	170 000	990,000	202 000	206 000	222 000	381, 000	51, 000 円	
7級以上の 職務にある 者	4級以上 の職務に ある者	126, 000	144, 000 円	178, 000	220, 000 円	292, 000 円	306, 000 円	328, 000 円	円	45, 000 円	
6級以下3 級以上の職 務にある者	の職務に	107, 000 円	123, 000 円	152, 000 円	187, 000 円	248, 000 円	261, 000 円	279, 000 円	324, 000 円	37, 500 円	
2級以下の 職務にある 者		93, 000 円	107,000	132, 000	163, 000	216, 000 円	227, 000 円	243, 000 円	282, 000 円	29, 700 円	

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表4 外国旅行の旅費(日当、宿泊料、食卓料)

区	分		日当(1	日につき)		行	食卓料			
一般職	教 育 研究職	指定 都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定 都市	甲地方	乙地方	丙地方	(1夜に つき)
役員又は指定職の職務 にある者		8, 300 円	7,000 円	5, 600 円	5, 100 円	25, 700 円	21,500 円	17, 200 円	15, 500 円	7, 700 円
7級以上の 職務にある 者	4級以上の職務にある者	7, 200 円	6, 200 円	5, 000 円	4, 500 円	22, 500 円	18, 800 円	15, 100 円	13, 500	6, 700 円
6級以下3 級以上の職 務にある者	2級以上の職務にある者	6, 200 円	5, 200 円	4, 200 円	3, 800 円	19, 300 円	16, 100 円	12, 900 円	11,600	5, 800 円
2級以下の 職務にある 者	1級の職 務にある 者	5, 300 円	4, 400 円	3, 600 円	3, 200 円	16, 100 円	13, 400 円	10, 800 円	9, 700 円	4, 800 円

備考

- 1 表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは次の各号に規定する地域とする。
 - (1) 指定都市 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域。
 - (2) 甲地方 北米地域、欧州地域、中近東地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域。
 - (3) 乙地方 大洋州地域として2で定める地域及び指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域(本邦を除く)。
 - (4) 丙地方 アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として2で 定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でインドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレイシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域。
- 2 1 に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域、大洋州地域、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域、南極地域」とは、次の各号に規定する地域とする。
 - (1) 北米地域 北アメリカ大陸 (メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。) を除く。)
 - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
 - (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
 - (4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
 - (5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並び にそれらの周辺の島しょ
 - (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
 - (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
 - (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ
- 3 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における 日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表 5 外国旅行の旅費(移転料、着後手当)

区	分	移転料											着後手当			
	ガ	鉄道 100km 未満	鉄道 100km 以上	鉄道 500km 以上		鉄道 1,500km 以上	鉄道 2,000km 以上	鉄道 5,000km 以上	鉄道 10,000 km以上	鉄道 15,000 km以上	鉄道 20,000 km以上	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
一般職	教 育 研究職		500km 未満		1,500km 未満			10,000 km未満	15,000 km未満	20,000 km未満	IIII) I	Д Б 1 1 4				
役員又は指 にある者	定職の職務	141 000	100 000	969, 999	222 222	405 000	501 000	F7F 000	600 000	600 000	704 000	340, 000 円	285, 000 円	228, 000 円	206, 000 円	
7級以上の職務にある者		141, 000 円	188, 000	269, 000 円	338, 000 円	425, 000 円	521,000 円	575, 000 円	628,000	680, 000	734, 000 円	297, 000 円	250, 000 円	201,000	180, 000	
6級以下3 級以上の職 務にある者	の職務に	116, 000 円	154, 000 円	220, 000 円	276, 000 円	348, 000 円	428, 000 円	471,000 円	514, 000 円	556, 000 円	601, 000 円	255, 000 円	213, 000 円	171,000 円	154, 000 円	
2級以下の 職務にある 者		95, 000 円	126, 000 円	180, 000 円	226, 000 円	285, 000 円	350, 000 円	386, 000 円	421, 000 円	456, 000 円	493, 000 円	214, 000 円	178, 000 円	144, 000 円	129, 000 円	